

新美術館の作品解説システム構築業務 仕様書（案）

1 業務の目的

本業務は、令和3年4月に新築オープン予定の長野県立美術館（以下、「新美術館」という。）に設置する作品解説システムを構築するものである。

新美術館は来館者が気軽に美術に親しみ、楽しむ機会を提供する、開かれた身近な美術館を目指している。そこで、作品鑑賞の補助ツールとして、いつでも、誰にでも、平等な情報を提供する作品解説システムを構築し、美術鑑賞の新たな楽しみ方を来館者に提供するものである。

2 業務名

新美術館の作品解説システム構築業務

3 履行場所

長野県信濃美術館（長野市箱清水1-4-4）

4 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日まで

5 業務遂行上の条件

(1) システムに必要な機能

展示する美術品の作品解説や作家に関する解説（ガイド）をテキストと音声で鑑賞者に提供する。

- ・解説テキストは、日本語、英語、中国語（簡体字／繁体字）、韓国語の5言語及び視覚障がい者向け解説の6種とする。
- ・作品解説はQRコード読み取り方式とし、鑑賞者はQRコードを自身のスマートフォン、タブレット端末のカメラから読み取りアクセスする。
- ・作品数は約5,000点、各作品の紹介文章は300文字（日本語）程度とする。
- ・テキストデータ（日本語）は美術館から提供する。（テキストの翻訳や音声ガイドへの変換、読み上げ等の方法はプロポーザルにおいて提案すること。）
- ・システム管理者（美術館職員）はWebサーバ上のCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）にアクセスし、作品の解説用テキストデータを更新・登録する。

(2) ネットワーク・システム環境

- ・利用者のインターネット接続は館内のパブリックWi-Fiからの接続を前提とする。
※パブリックWi-Fiの設定調整、メンテナンスは本業務に含まない。
※パブリックWi-Fiは事前に構築済みであり、必要な情報は県から提供する。
- ・利用者のシステム利用（サーバへの接続）は、館内のパブリックWi-Fi接続からのみに限定し、その他のインターネットからの接続はできないものとする。
- ・システム管理者（CMSへの接続）は専用ネットワークを構築して使用する。
- ・CMS接続用のネットワークは館内のパブリックWi-Fiと物理的に完全に分離する。
- ・CMS接続用の専用ネットワーク環境は、必要な回線、ネットワーク機器、LAN配線等を含めて、受託者が手配・構築及び保守対応を行う。
- ・CMS接続用のネットワークには必要最低限のセキュリティ対策を実装する。
- ・システムを構築するプラットフォームは、クラウド、オンプレミスのどちらも可とする。（プロポーザルにおいて提案すること。）

(3) 稼働後の保守要件

- ・保守対応には、館内ネットワーク環境の障害対応、及び、プラットフォームがクラウドの場合はクラウド環境の障害対応を、プラットフォームがオンプレミスの場合は、

最低年1回のサーバ定期点検（セキュリティパッチの適用等）を含める。

※利用者が接続するパブリック Wi-Fi 環境は保守対象外とする。

- ・ 障害受付は土日祝日を含む365日の対応とし、常時電話が繋がる窓口を提供する。
- ・ 技術対応は原則平日9時～17時対応とする。
- ・ 障害時のデータ消失を防止するためバックアップを取得する。
- ・ 障害時のシステム復旧及びデータ復旧作業は受託業者が実施することとする。

6 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。

- (1) システムの構築（QRコードの生成を含む）
- (2) 稼働に向けた試運転及び調整
- (3) その他附帯業務
 - ・ 美術館職員、建設工事施工業者等との打合せ・調整
 - ・ 美術館職員に対する操作等に関する研修

7 契約締結時の提出書類

受託者は、契約締結時に次の書類を各1部提出する。（様式は任意）

- (1) 責任者に係る経歴等（雇用を証明する書類及び保有する資格を証する書類の写しを添付）
- (2) 業務体制
- (3) 業務工程計画表

8 システムの設置等

(1) 設置時期

令和3年3月19日までに設置及び試運転を行うこと。設置日の詳細日時やスケジュール等については、監督員と受託者が打合せの上決定するものとする。

(2) 設置時の留意事項

- ・ 設置に際しては、日時、経路等を監督員と調整し、他の工事や業務の妨げにならないよう注意すること。同時期に他の物品搬入が重なる可能性もあることから、必ず事前に日程確認を行い、スケジュール調整が必要と監督員が判断した場合はその指示に従うこと。
- ・ 設置及び試運転に際し、新美術館の建物や設備に損害を与えたり、汚したりしないよう細心の注意を払うものとし、受託者側で養生を行ったうえで設置作業を行うこと。万一損害を与えた場合は受託者において、損害前の状態に復帰すること。
- ・ 設置及び試運転に際して出た包装資材等の廃棄物については受託者が責任を持って処理すること。

9 成果品の提出

上記8のほか、本業務の成果品は以下のとおりとする。（監督員が別に指示するもの以外は履行期限までに納品すること）

	名 称	規 格	数 量
(1)	完成図（竣工図）	A3判横（又はA4判横）	3部
(2)	QRコード（電子データ） ※印刷は含まない	CD又はDVD	1枚
(3)	システムの管理に関する資料（管理マニュアル、操作方法等）	A4判縦	2部
(4)	(1)及び(3)の原稿及び図等素材の電子データファイル	CD又はDVD	1枚
(5)	その他、受託者と協議の上、監督員が指定するもの	別に指定する	

10 一般事項

- (1) 本仕様書でいう監督員とは、発注者が指名する県の職員をいい、発注者は監督員を指名した時はその氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更した時も同様とする。
- (2) 受託者は、監督員、美術館職員、その他関係者と密に連携を図り、十分協議した上で業務を進めること。
- (3) 受託者は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に協議すること。また、本業務に関する承諾、審議を要する事項は、文書及び図面をもって行い、県と受託者の両方で保有すること。
- (4) 受託者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することができない。ただし、業務を行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た非公表情報（県公式ホームページに掲載されていない情報をいう。）を、県の許可なく第三者に提供し、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 業務の遂行にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が負うこと。
- (7) 成果品についての物権及び著作権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、県に帰属する。

11 業務の適正な遂行に関する事項

- (1) 本業務にあたっては、次に掲げる基準を満たす責任者を配置するものとする。
過去に同種・類似の業務に従事した実績を有する者
- (2) 業務の遂行にあたっては、県が別途施工している新美術館の建設工事施工業者（建築工事、弱電設備工事、電力設備工事等）及び別の備品搬入業者その他関係者と相互に協力するものとし、施工区分及び業務工程の連絡・打合せ、現場調整等について十分な協議を行うこと。
- (3) 開館前の新美術館（以下「現場」という。）において業務を行う必要がある場合は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法令に従い、現場への労働者等の出入りの監督、風紀衛生の取り締まり、場内の整理整頓、火災・盗難などの事故防止について万全を期すこと。履行期間中の事故については、受託者が一切の責任を負うこと。
- (4) 現場で業務を行う必要がある場合は、必要に応じて周囲の建築物や工作物等の保護・養生を行うこと。建築物等に受託者の責に帰すべき破損や損傷があった場合は、受託者の責任において原状回復を行うこと。
- (5) 現場での業務の完了に際しては、業務対象範囲内の後片付け、清掃を行うこと。また、現場で発生した廃材などは、関係法令に基づき受託者が適切に処理すること。
- (6) 稼働に向けた試運転の結果、不具合などが生じた場合は、監督員の指示により直ちに改善するものとし、その費用は受託者が負担するものとする。
- (7) 稼働後の保守等については、新美術館の指定管理者と受託者が別途協議して決定する。

12 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 履行期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、監督者との連絡調整を行うこと。
- (3) 受託業務の実施にあたっては、監督者が指定する場所において打合せを行うこと。なお、打合せに要する経費は、本業務に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。